

愛媛県指令 8 港第120号

免 許 書

大 洲 市

令和 8 年 4 月 24 日 付けで出願のあった愛媛県大洲市長浜甲 1 0 3 0 番 1 5 8 から甲 1 0 2 8 番 1 0 を経て甲 1 0 1 5 番 7 6 に至る間の地先公有水面埋立てについては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により別紙(1)の条件を付して免許し、法第13条の規定により別紙(2)のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 24 日

愛媛県知事 中村 時広

